

【今回の論点案】

- ①デジタルな形態の教科書に係る発行・供給義務の範囲をどのように考えるべきか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- ②デジタルな形態の教科書の使用可能期間（ライセンス期間）はどの程度の期間が適当か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- ③高校や特別支援学校で適当な教科書がない場合等に使用することが
できる一般図書についてもデジタルな形態を認めるべきか。・・・・・・P 8
- ④教科用特定図書等との関係、アクセシビリティについて・・・・・・・・・・P 9

論点①（発行・供給義務の範囲など）

（現行）

- 教科書発行法において、教科書の発行とは教科書を製造供給することをいい、教科書発行者は、教科書を発行するとともに、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとされている。（※1）
- 現在、教科書は紙で製作された有形物であるため、紙の教科書が指示通りに製作され、計画通り遅滞なく学校まで届けられれば発行者の発行・供給義務は履行されたこととなる。
- 一方、デジタル教科書は、電磁的記録によって作成された電磁的記録であり、標準的にはクラウド配信方式により提供され、ライセンス期間が終了するまで児童生徒が使用することができることとなっている。なお、教科書ではないため、教科書発行法に基づく発行責任はない。

（教科書の形態としてデジタルも認める場合）

- 教科書の形態としてデジタルも認められることとなった場合、そのデジタル部分の供給の期間については、ライセンス期間など定まった一定の期間、教科書のデジタル部分を児童生徒が使用できるようにしておくというものであると考えることでよい。
- すなわち、発行者から学校に対して、児童生徒が教科書のデジタル部分を使用できるように必要な情報（IDやパスワードなど）を届けることが供給の始まりではあるものの、定まった期間が終了するまで児童生徒が使用できるよう配信し続けることが必要であると考えてよい。
- 発行・供給の範囲をそのように考えた場合、何らかの原因で一時的に配信できなくなったときに備え、デジタルな形態の教科書には、デジタル部分の文字や図画等を印刷できる機能を実装したりするなどの対策が望まれる。
- また、供給の途中で発行者が配信を継続できなくなった場合に備え、教科書デジタルデータの権利譲渡など他者が供給を承継できるような仕組みを検討する必要がある。
- その他、教科書の適正な発行・供給を図るための必要な措置を講じるとともに、発行・供給の実態を踏まえた関係者による協議・検討を行いつつ、転学対応など想定されるケースに応じた具体的な実務ルールなどを定めていくことが必要か。

【参考】

【※1】教科書の発行に関する臨時措置法（抄）（教科書発行法）

第2条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第10条 発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 文部科学大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

【関係団体の主な意見】（詳細は第7回WG資料5及び参考資料6を参照）

- 新たな制度下における発行・供給・無償給与に係る考え方の明確化を行ってほしい。特に、デジタルな形態を含む教科書について、どのタイミングで何を以て発行義務が履行されたと見なすのか、学校に受領されたと見なすのかについては、整理が必要である。
- 現在、発行者は教科書を製造し学校現場へ供給することと定義されている。新たな制度下において、デジタルな形態を含む教科書における供給義務の定義や、何を以て供給完了とするのか、供給の実態を踏まえて法整備してほしい。
- ネットワーク不調で配信が出来ない場合の対応等については、ネットワーク不調が長引いた際の代替教材の供給の可否等も含めて検討が必要と考える。
- 災害時や通信環境が不安定な状況でも利用できるオフライン機能なども使える環境設定を考えたい。
- デジタル教科書と紙の教科書の供給元が異なる場合、生徒への教科書配付において重複や漏れなどの重大な問題が発生する可能性があることから、供給元が複数に分かれないよう、統一的な供給体制を整えることが必要。
- デジタルな形態を含む教科書について、供給業者が担う業務については、関係者と一緒に整理してほしい。
- デジタルな形態を含む教科書の標準的な供給業務の内容について、供給協会、教科書協会、文科省の三者で調整する機会をいただきたい。
- デジタル教科書を採用した場合、登録作業に要する期間を確保することが必要であるため、従来以上の早期納品が必要。また、転出入に応じ速やかに児童生徒が使用できる状態にすることが求められる。
- 採択されたデジタル教科書が遺漏なく学校現場に供給されるよう、システムが整備される必要がある。
- 現在、デジタル教科書と紙の教科書の需要数が別々に取りまとめられており手続きが煩瑣であることから、デジタル教科書と紙の教科書の給与手続きを一元化・簡素化すること。
- デジタル教科書は、発行者ごとに異なるシステムでアカウント登録し、各システムにおいてライセンス供給や受領書等に関する手続きを行っているため、現在、紙の教科書で使用している教科書事務執行管理システムを改修する等して、システムの標準化および紙とデジタルの一元管理を図ることが重要。

論点②（使用可能期間）

（現行）

- デジタル教科書は、使用可能なライセンス期間が定まっている。国が購入して提供しているデジタル教科書については、既に紙の教科書が手元にあることを前提としていることもあってライセンス期間が1年間となっており、民間販売されているものについては、当該教科書の使用が想定される教科書使用学年の間や、当該教科書が発行されている間、児童生徒の在籍期間、特定の期間（1年／2年／3年／4年など）といったように発行者や教科書の種目によって様々である。
- 教科書の形態としてデジタルも認めることとした場合、デジタル部分のライセンス期間などの使用可能期間（児童生徒等に使用可能な状態を維持することが発行者に対して求められる期間）の長さによって、発行者に発行・供給義務が課される期間やクラウド利用料・維持管理費などの発行コストが変動することも踏まえつつ、どの程度の期間までデジタル部分の使用を確保する必要があるか検討する必要がある。

（教科書の基本的性質）

- 教科書発行法において、教科書は、学校において教科の主たる教材として教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であると規定されており、学校の授業で使われることを基本として、児童生徒が学習に用いるものであり、こうした基本的な性質を踏まえて検討する必要があるのではないか。

（義務教育段階）

- 各教科書には「使用学年」が決まっている（6頁参照）。教科書が授業で使われる標準的な期間はその「使用学年」の期間と考えられるが、授業や入試対応などで既習内容の振り返りをしたり、複式学級の編制や特別の教育課程の編成がされたりする場合には、使用学年を超えての使用も必要になると考えられるか。
- その場合、使用学年の期間が小学校では1年間又は2年間（地図のみ4年間）、中学校では1年間～3年間と様々であることも踏まえば、多様な教育課程に対応できるようにする観点から、例えば、少なくとも3年間以上の使用可能期間を確保することが望ましいか（ただし、使用学年の期間が3年間を超える小学校地図や知的障害者用等の教科書については当該期間が必要と考えられる）。

（高校段階）

- 高校の教科書については使用学年の定めはない。そのため、現状、民間販売におけるライセンス期間は在籍期間を考慮して3年や4年、5年などとする例が多くみられる。
- その点、制度上、全日制は修業年限が3年、定時制や通信制が3年以上となっており、実態上、定時制の修業年限は3年が約17%、4年が83%、通信制は3年が79%、4年以上が21%となっている（※1）。また、通信制の卒業生の在籍期間は約97%が4年以下となっている（※2）。
- 高校における修業年限・在籍期間の状況や、教科書が4年に1度改訂されることも踏まえば、例えば、少なくとも4年間以上の使用可能期間を確保することが望ましいか。

（ダウンロード機能等）

- 紙であれば学校での授業で使わなくなっても児童生徒の手元に残り、学習に使用することができることを踏まえ、児童生徒が使用可能期間後も使用できるよう、ダウンロードを可能としたり印刷機能を備えておいたりすることが望ましいか。 その場合、目的外の使用や拡散が行われないような方策の検討も必要か。

【※1】 令和6年度学校基本調査より

【※2】 高等学校通信教育に関する調査結果について（概要）【確定値】（平成29年度）より

【小・中学校用教科書の使用学年】

小学校							中学校			
種目	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	種目
国語	1	2	3	4	5	6	1	2	3	国語
書写	1	2	3	4	5	6	1-3			書写
社会			3	4	5	6	1-2			社会（地理的分野）
							1-3			社会（歴史的分野）
									3	社会（公民的分野）
地図			3-6			1-3			地図	
算数	1	2	3	4	5	6	1	2	3	数学
理科			3	4	5	6	1	2	3	理科
生活	1-2									
音楽	1	2	3	4	5	6	1	2-3		音楽（一般）
							1-3		音楽（器楽合奏）	
図画工作	1-2		3-4		5-6		1	2-3		美術
							1-3			技術・家庭（技術分野）
家庭					5-6		1-3			技術・家庭（家庭分野）
保健			3-4		5-6		1-3			保健体育
英語					5	6	1	2	3	英語
道徳	1	2	3	4	5	6	1	2	3	道徳

※小学校用教科書（英語）については、ワードブックや辞書は使用学年が5－6年のものもある。

※特別支援学校（小・中学部）用（文部科学省著作教科書）の使用学年について、視覚障害者用と小学部聴覚障害者用は小・中学校用と同じ学年となっており、中学部聴覚障害者用と知的障害者用は全種目で小学校1－6年、中学校1－3年となっている。

【関係団体の主な意見】（詳細は第7回WG資料5及び参考資料6を参照）

- 紙の教科書であれば、進級した後でも前学年の教科書が手元に残るため確認ができる。現状、デジタル教科書は前学年の内容を確認することができない。今後、デジタル教科書だけを提供された際に、前学年の内容を確認することができるような方法を検討していただきたい。
- 現行のデジタル教科書の使用期間終了後は教科書に書きこんだ内容等を確認することができず、既習事項の振り返りや学び直し等ができないという課題について解決策を検討し、早期に提示すること。
- デジタル教科書を進級や進学後も使用できることは重要なことであり、現在1年ライセンスとなっている利用期間の検討が必要であると考える。
- デジタル教科書を選択した場合、児童のタブレットに前年度の教科書を残しつつ、次の学年の教科書を入れることができるか検討してほしい。
- 子供の学び直しの観点から、過年度の教科書を容易に参照できるようにすることが望ましい。
- 既習学習の内容を振り返ったり、特別支援学級で前学年の教科書を使用したりする場合があります、前年度までのデジタル教科書が必要になる。
- 児童生徒自身が学習内容を振り返ることができるよう、進級・進学後においてもデジタル教科書を使って学んだデータが児童生徒の手元に残るようにしてほしい。
- ハイブリッド教科書やデジタル教科書について、ライセンスの継続期間や二次元コード先の閲覧可能期間が論点になると考えられる。また、児童生徒がダウンロードしてデータを保有する機能を持たせる場合には、コピー・拡散防止策など、データ管理の方法や責任の所在の検討も必要である。検討に当たっては制度化の必要性の有無も含めて教科書発行者にも協議してほしい。
- デジタル教科書が改訂されると改訂前の版が利用不可となるが、改訂前の版も教員養成課程の教員を含めた研究者や附属学校園の教諭等による利用が可能になるよう、国としてデジタル教科書の適正な保存・利用のあり方について検討してもらいたい。

論点③(教科書として使用する一般図書の形態)

(現行)

- 学校教育法附則第9条において、高等学校等の専門科目等で検定教科書等が発行されていない場合や、特別支援学校及び特別支援学級において特別の教育課程による教育を行うときに検定教科書等を使用することが適当でない場合には、検定教科書等以外の教科用図書（いわゆる一般図書。以下「附則9条本」という。）を使用することができることとされている。（※1）
- また、現行のデジタル教科書の制度化に伴い、附則9条本の内容をデジタル化した教材がある場合には、附則9条本に代えて当該教材を使用することができるようにする旨が定められた。（※2）

(教科書として使用する一般図書の形態)

- 現行のデジタル教科書の制度化にあわせて附則9条本のデジタル代替教材も認められたことを踏まえると、教科書の形態としてデジタルも認めることとした場合には、附則9条本についても、教科書と同様、紙によって制作されたもののみならず、デジタルな形態のものも認められることとすることが考えられるか。
- 教科書が、デジタルによるものであっても学習指導要領に基づき教育内容が文字や図画等により系統的・組織的に記述されたものであることからすれば、デジタルな形態の附則9条本についても、そうした教科書の形式や内容に準じたものであることが望ましいと考えられるか。

【※1、※2】学校教育法（抄）

附 則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 第34条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

論点④（教科用特定図書等との関係、アクセシビリティ）

（現行）

- 教科書バリアフリー法は、障害のある児童生徒のための「教科用特定図書等」（拡大教科書、点字教科書、音声教材など）の発行・普及の促進等を図るため、
 - ・ 検定教科書等のデジタルデータを文部科学大臣等に提供することを教科書発行者に義務づけ、文部科学大臣等から教科用特定図書等の発行者に対して提供することができること
 - ・ 小中学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒が検定教科書等に「代えて使用する」教科用特定図書等を、国が無償で給付すること
- （注）特別支援学校や特別支援学級における特別の教育課程の児童生徒に対しては、無償措置法に基づき給付
- ・ 国は必要と認められる教科用特定図書等について標準的な規格を定め、教科書発行者はそれに適合したものの発行に努めなければならないこと（現行では拡大教科書について策定）
などを定めている。（※1）

（検定教科書等のデジタルデータの提供）

- 教科書の形態としてデジタルなものも認められることとした場合、検定教科書等のデジタル部分についてデジタルデータの提供義務がどうあるべきか検討する必要がある。
- この点、仮にその提供がなされないとすれば、同法の目的である障害のある児童生徒のための教科用特定図書等の発行が行われず、障害等の有無にかかわらず児童生徒が十分な教育を受けることが困難になると考えられる。
- したがって、同法の趣旨を踏まえれば、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認められることに伴い、検定教科書等のデジタル部分のデジタルデータも提供義務に含まれるようにすることが適当と考えられるか。

(無償給付の対象となる教科用特定図書等)

- 現在、無償給付の対象となっている教科用特定図書等は、拡大教科書と点字教科書がその対象となっている。
具体的には、
 - ・ 特別支援学校や特別支援学級については、無償措置法に基づき、附則 9 条本として拡大教科書と点字教科書が無償給付される (論点③に関連)
 - ・ 通常学級に在籍する障害のある児童生徒については、教科書バリアフリー法に基づき、検定教科書等に「代えて使用できる」教科用特定図書等として紙の拡大教科書と点字教科書が無償給付されるものとして認められている
 - ・ これは、いずれも紙の形態によるもののみが対象である。

(今後の対応)

- 教科書がデジタルな形態も認められることとする場合、教科書と同様、こうした教科用特定図書等についても、紙だけでなくデジタルな形態によるものも制度上認め、無償給付の対象とすることが適当と考えられるか。

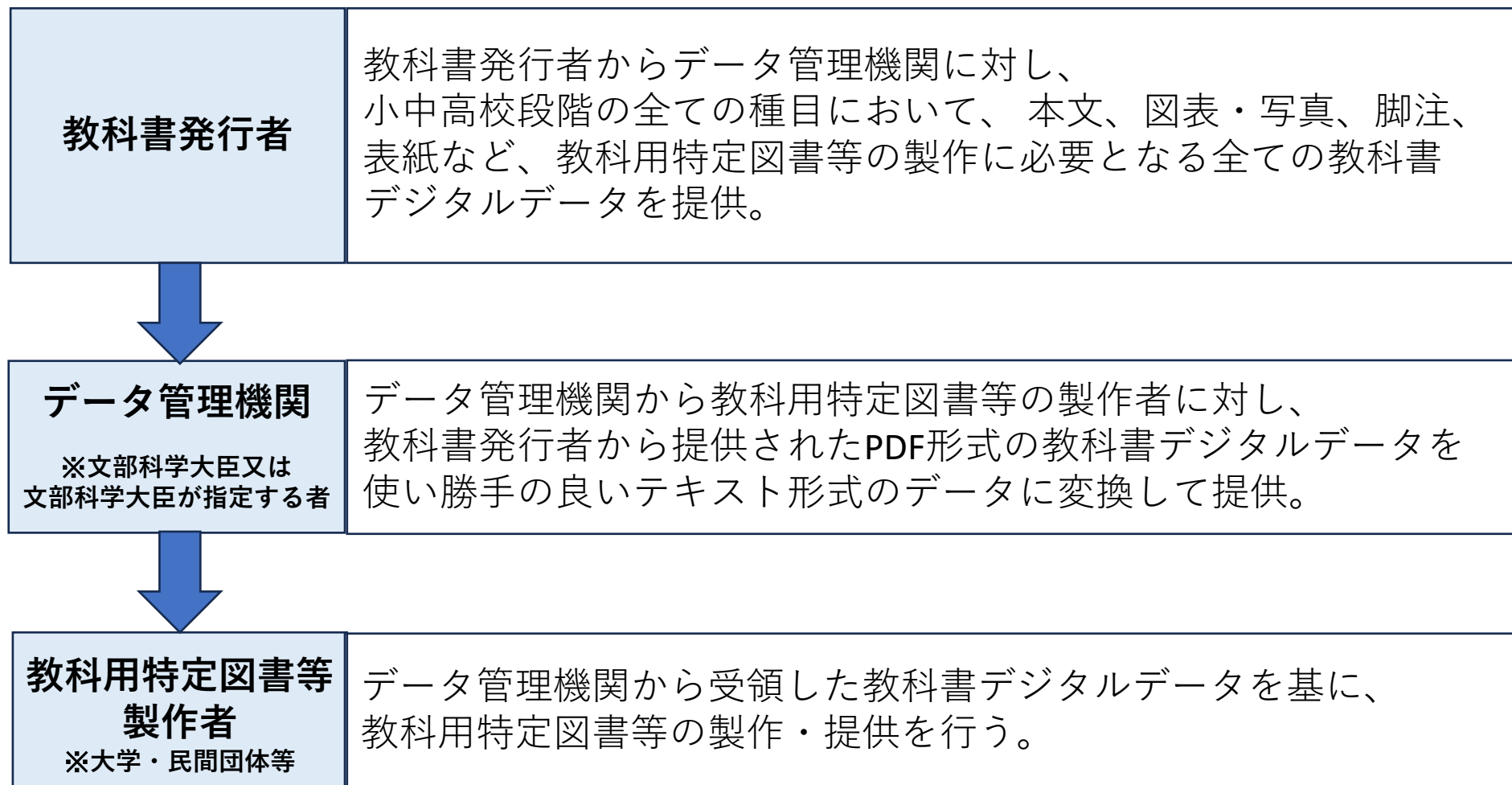
(アクセシビリティの標準規格)

- 教科書は民間の著作物であり、どのような教科書を作るかは基本的に民間の創意工夫に委ねられているものであるが、教科書バリアフリー法では、児童生徒が障害や特性にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科書発行者が、
 - ・ 検定教科書等について、適切な配慮をするよう努めること ※ユニバーサルデザイン化など
 - ・ 教科用特定図書等について、国が定める標準規格に適合するものの発行に努めなければならないことを定めている。
- 教科書発行者においては、同法に則った対応が求められるところであるが、障害等のある児童生徒が教科書として使用するもののアクセシビリティを確保する観点から、一般的なデジタル形態の教科書の標準とは別に、国においてデジタルな形態の教科用特定図書等の標準規格を定めることについて検討することが必要か。その場合、有識者から指摘があったように、国内外の標準的なアクセシビリティ規格を踏まえて検討することが考えられるか。

検定教科書、附則9条本、教科用特定図書等の概要

	検定教科書等	附則9条本	教科用特定図書等
定義など	- 学校における<u>主たる教材として検定を経た教科用図書</u>又は文科省が著作の名義を有する教科用図書 - 学校において使用しなければならない	<u>以下の場合に教科書として使用することができる教科用図書</u> - 高校で教科書がない場合 - 特別支援学校・学級で特別の教育課程による教育を行うときに<u>教科書を使用することが適当でない場合</u>	<u>障害のある児童生徒のために作成した教材</u>であって教科書に代えて使用し得るもの - その作成のため、教科書発行者は、教科書デジタルデータを文科大臣等に提供しなければならない（それをボランティア団体などに提供）
イメージ	一般的な教科書	以下のような一般図書 - 教科書がない高校の専門科目（例：船舶工学、成人看護など）で主たる教材として使用されている図書 - 絵本など	- 拡大教科書 - 点字教科書 - 音声教材（デイジー教科書含む）
形態	図書	図書	図書、図書以外の形態の教材
無償給付 〔義務教育〕	無償措置法に基づき給付	無償措置法に基づき給付 （上記の場合）	拡大・点字教科書について、 - 特別支援学校・学級は、無償措置法に基づき、附則9条本として給付 - 通常学級に在籍する障害のある児童生徒には、教科書バリアフリー法に基づき給付
関係法令	- 学校教育法第34条等 - 教科書の発行に関する臨時措置法（教科書発行法）第2条 - 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（無償措置法）第3条	- 学校教育法附則第9条 - 学校教育法施行規則第89条、第131条、第139条	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（教科書バリアフリー法）第2条、第5条、第10条
論点		（論点③）デジタルな形態を認めるか	（論点④） - 教科書のデジタル部分もデジタルデータの提供義務に含まれるようにすべきか - デジタルな形態も無償給付の対象とすべきか - デジタルな形態の標準規格を定めることを検討すべきか

教科書デジタルデータ提供の仕組み



拡大教科書の標準規格の概要

I 小中学校段階

1. 全般的事項

- 小学校中学校におけるすべての教科の教科書を対象とする。
- できるだけ多くの弱視児童生徒に対応するため、文字の大きさが22ポイントの版を基準に、その1.2倍と0.8倍の3パターンの版を作成する。
(※ 検定教科書の本文の文字サイズは、概ね10.5～18ポイント)
- 今後、各教科の各種の拡大教科書の作成状況やその使用実態等を踏まえて標準規格の改善を図る。

2. 各教科共通事項

- ページ数が多くなり本が厚くなった場合でも、ページを開きやすく、しっかり開いた状態で机上や書見台上に置くことができるような綴じ方とする。
- ページ番号の表記については、例えば「20-1」「20-2」のように、ハイフンで連番数をつなぎ、原本教科書との対応関係が分かるようにする。
- まぶしさを軽減する必要がある弱視児童生徒に配慮して、紙面反射率の低い用紙を使用する。
- 原本教科書がフルカラーである場合は、原則としてフルカラーで印刷する。
- 字体は、当分の間、ゴシック体を標準とする。
- 編集作業に当たっては、弱視教育の専門家が編集に関与するように努める。

II 高等学校段階

- 全般的事項、各教科共通事項等については、小中学校段階の標準規格に準ずることを原則とする。
- 教科・科目の多様化や一層多様化する生徒のニーズ等にも応えられるよう、各教科書発行者が作成・発行している原本教科書を単純拡大した拡大教科書（「単純拡大教科書」）を規格の一つとする。
- 単純拡大教科書については、A4判を基本とする。また、原本教科書のレイアウトに準拠しつつ、必要に応じて文字の字体など小中学校段階の拡大教科書と同様の体様及び仕様になるよう努めるものとする。

【参考】

【※ 1】障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（抄）（教科書バリアフリー法）

（目的）

第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

（教科用図書発行者の責務）

第4条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第5条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

第6条 文部科学大臣は、教科用拡大図書その他教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。

2 教科用図書発行者は、指定種目（検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。）の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等（前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の発行に努めなければならない。

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付）

第10条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

【関係団体の主な意見】（詳細は第7回WG資料5及び参考資料6を参照）

- デジタル教科書が「教科書」として制度化されることにより、拡大機能や読み上げ機能など、特別な配慮が必要な児童生徒に対応した機能が盛り込まれることから、教科用特定図書との関係性を整理する必要がある。
- デジタル教科書は、拡大・縮小や、音声による読み上げ、文字と背景色の反転等が容易であることから、障害のある児童生徒の学習に効果的であり、教科用特定図書との相性が良いと考えられる。
- 特別支援学級では多様な障害の児童生徒が在籍している。児童生徒の障害特性に応じて、紙かデジタルか選択することが可能かについて検討してほしい。
- 誰でも使いやすいよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの両面から、デジタル教科書の更なる検討を進めること。
- デジタル教科書の活用を進めていくには以下のような課題がある。①操作方法の統一化（特に視覚障害の児童生徒は教科書会社ごと違うボタンの位置、意味などで混乱が見られ、時間がかかってしまう）、②フォルダ構成やデータ保存などの容易化・統一化、③アカウント管理・申請の簡便化、④読み上げ機能の向上、⑤QRコードは点字教科書に反映されにくい。
- インクルージョン教育の観点から、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等に対して、基本的なボタンの配置や操作方法等の仕様を共通にすることや、他言語にも対応しているなど、誰もが操作しやすく分かりやすい操作環境の充実について検討してほしい。
- アクセシビリティ機能は、理解の促進に加え、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒に非常に役立つ。
- 特別支援学級の児童も含め、全ての児童が利用しやすいよう、音声読み上げ機能、文字サイズ変更機能、色合い変更機能など、アクセシビリティ機能を充実させる必要がある。
- 全盲の児童生徒用の点字教科書は通常の教科書と比べて冊数が多く、厚みがあり、かさばることから、デジタル教科書の文字情報を点字で表示できる「点字ディスプレイ」等と連携し、当該機器で読めるようにすることなども検討してほしい。
- 教科書のアクセシビリティの確保については、デジタル教科書の利用拡大の議論とは切り離し、専門的な検討を進めるべき。

【これまでのWGでの主な意見】

- デジタル教科書のルビ表示や背景設定等の機能により、学習困難な児童生徒がストレスフリーで教科書を読めるようになり、授業が分かり、勉強が楽しくなったという様子が見られる。
- 学習障害を持った子供たちに対して、デジタルの教材が非常に有効に働いているというリサーチがアメリカにおいては多く出ている。さらに、母語以外の言語で学校教育を受けている子供たちにも有効であり、デジタルが持つ個別対応のメリットが効いている。
- デジタル教科書の有効性に関する実証研究を大学と実施しているが、学習障害を持った子供たちの学びの意欲や主体性がデジタルの機能によって促進されていることが明らかになった。
- 現在のデジタル教科書は、様々なアクセシビリティ機能が備わっていて大変素晴らしいが、設定画面の読み上げができないなどの理由から、読みに困難のある学習者がそれらの機能を単独で使用することは非常に難しい状況。国内外の標準的なアクセシビリティ規格・ガイドラインを踏襲していないことが原因。
- アクセシビリティは子供たちが主体的で自立した学習者になるために必要。設計・開発の段階から、ディスレクシア等のある当事者やアクセシビリティの専門家等を交えながら作っていく方が、結果として誰もが損をしないのではないか。
- 現在、デジタル教科書は一般の教材であるため、デジタル教科書のアクセシビリティ機能は任意の機能という位置付けであるが、デジタル教科書が教科書となった際に、アクセシビリティ機能をどのように位置付けるか、制度化も含め考える必要があると思う一方、デジタル化と同じタイミングでアクセシビリティも、となると、スケジュール的にますます対応が難しくなるため、どのようなステップで進めていくのか、中期をにらんで検討する必要がある。